

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成25年8月1日(2013.8.1)

【公表番号】特表2011-520597(P2011-520597A)

【公表日】平成23年7月21日(2011.7.21)

【年通号数】公開・登録公報2011-029

【出願番号】特願2011-508876(P2011-508876)

【国際特許分類】

B 05 D	7/24	(2006.01)
C 09 D	123/08	(2006.01)
C 09 D	123/06	(2006.01)
C 09 D	191/06	(2006.01)
C 09 D	7/12	(2006.01)
C 09 D	133/02	(2006.01)
B 65 D	23/08	(2006.01)
B 65 D	25/34	(2006.01)

【F I】

B 05 D	7/24	302 G
C 09 D	123/08	
C 09 D	123/06	
C 09 D	191/06	
C 09 D	7/12	
C 09 D	133/02	
B 65 D	23/08	
B 65 D	25/34	B

【誤訳訂正書】

【提出日】平成25年6月13日(2013.6.13)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ガラス、ポリエチレン又はポリエステル製の容器を被覆する方法であつて、

(A) EN ISO 1133に準拠して325gの荷重下、160°での測定において  
1~50g/10分の範囲の溶融流れ速度(MFR)を有し、共重合の形態で(a)60~88質量%のエチレン、(b)12~40質量%の(メタ)アクリル酸を含み且つ少なくとも部分的にアルカリ金属ヒドロキシド、アルカリ金属カーボネート、アルカリ金属炭酸水素塩又はアミンで中和された共重合体、

から選択される少なくとも一種の酸官能性の蠟状共重合体、

(C) 所望により、少なくとも一種の非イオン性又はアニオン性界面活性剤、

(D) 所望により、少なくとも一種の消泡剤、

(E) 所望により、少なくとも一種の有機アミン、

を含み、さらに0.5質量%以下のパラフィンを含む少なくとも一種の水性配合物を前記容器に施す工程を含むことを特徴とする方法。

【請求項2】

容器の外表面が被覆される請求項 1 に記載の方法。

【請求項 3】

非イオン性界面活性剤 (B) が、3 級から 7 級のアルコキシ化オキソ合成及び脂肪アルコール類から選択される請求項 1 又は 2 に記載の方法。

【請求項 4】

アニオン性界面活性剤 (B) が、フッ素化アルコールの酸性リン酸エステル類から選択される請求項 1 又は 2 に記載の方法。

【請求項 5】

水性配合物の前記容器への施与を、ディッピング法又は噴霧法により行う請求項 1 ~ 4 の何れか 1 項に記載の方法。

【請求項 6】

消泡剤 (C) が、多級アルコキシ化グリセロール、ポリプロピレンオキシド、及びリン酸トリ C<sub>1</sub> - C<sub>6</sub> アルキルエステルから選択される請求項 1 ~ 5 の何れか 1 項に記載の方法。

【請求項 7】

消泡剤 (C) が、トリイソブチルホスフェートである請求項 1 ~ 6 の何れか 1 項に記載の方法。

【請求項 8】

請求項 1 ~ 7 の何れか 1 項に記載の方法により被覆された容器。

【請求項 9】

瓶である請求項 8 に記載の容器。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0018

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0018】

本発明の被覆方法において使用される水性配合物は、実質的にパラフィンを含まない。パラフィンを含まないとは、本発明の方法、すなわち、本発明の被覆方法において、使用される水性配合物に含まれるパラフィンが、当該水性配合物の固体容量、すなわち、成分 (A)、(B)、(C) (適宜、D) 及び / 又は (F) ) の総量に対して 0.5 質量% 以下、好ましくは 0.1 質量% 以下であることを意味する。本発明の目的のために使用されるパラフィンは、ホワイトオイルを含む。